

# 運 営 規 程

社会福祉法人 多摩大和園  
さくら苑

## 居宅介護支援 ケアマネジメントセンターさくら苑運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人多摩大和園が運営するケアマネジメントセンターさくら苑（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第 2 条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたつて援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 ケアマネジメントセンターさくら苑
  - 二 所在地 東京都東大和市桜が丘 2 丁目 1 2 2 番地 4

### (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第 4 条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 介護支援専門員 1 名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - 二 介護支援専門員 4 名  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

- 第 5 条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から土曜日まで  
ただし、祝日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。
  - 二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

介護支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」とするとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を利用者の居宅等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の居宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別途徴収する。

通常の事業実施地域を越える地域かつ送迎を要する場合には、別途徴収するものとする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、東大和市、小平市、立川市、武蔵村山市、東村山市の区域とする。

(相談・苦情対応)

第 8 条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果的について、職員に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第 1 号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 職員は、高齢者虐待防止法を順守し、利用者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、利用者等の保護とともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関及び区市町村に通報する。

(事故時の対応)

第 10 条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密の保持)

第 11 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても同様とする。

- 2 施設は、個人情報に関して利用者より文書にて同意を得る。また、利用者は、その使用目的の説明、開示の拒否、利用の停止等を施設側に申し出、施設は、その申し出の内容が妥当であると判断した場合は、それに応じなければならない。

(地域との連携)

第12条 施設は、地域住民及び各種ボランティア等と積極的に交流を図るとともに、協力関係を構築し、連携に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2ヶ月

二 継続研修 年2回以上

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人多摩大和園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成20年5月28日 全面改正（平成20年4月1日遡及適用）

平成28年10月28日一部改正 平成29年1月1日適用

平成29年3月28日一部改正 平成29年4月1日適用

令和元年10月1日一部改正・適用

令和6年3月18日一部改正 令和6年4月1日適用

別表

第6条（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

1. 居宅介護支援に係わる介護サービスの提供開始以降1ヵ月あたりの利用料

(1) 居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ（i） （取扱件数45件未満）	要介護1・2	11,772円
	要介護3・4・5	15,295円
居宅介護支援費Ⅰ（ii） （取扱件数45件以上60件未満）	要介護1・2	5,896円
	要介護3・4・5	7,631円
居宅介護支援費Ⅰ（iii） （取扱件数60件以上）	要介護1・2	3,533円
	要介護3・4・5	4,574円
居宅介護支援費Ⅱ（i） （取扱件数50件未満）	要介護1・2	11,772円
	要介護3・4・5	15,295円
居宅介護支援費Ⅱ（ii） （取扱件数50件以上60件未満）	要介護1・2	5,712円
	要介護3・4・5	7,403円
居宅介護支援費Ⅱ（iii） （取扱件数60件以上）	要介護1・2	3,425円
	要介護3・4・5	4,444円

(2) 質の高いケアマネジメントを実施する事業所に対する評価

特定事業所加算Ⅰ	5,625円
特定事業所加算Ⅱ	4,563円
特定事業所加算Ⅲ	3,501円
特定事業所加算A	1,235円
特定事業所医療介護連携加算	1,355円

(3) 病院等と利用者に関する情報共有等を行うことに着目した評価

①入院時情報連携加算Ⅰ	2,710円（1月に1回を限度）
入院時情報連携加算Ⅱ	1,168円（1月に1回を限度）
②退院・退所加算Ⅰイ	4,878円（入院期間中1回を限度）
退院・退所加算Ⅰロ	6,504円（入院期間中1回を限度）
退院・退所加算Ⅱイ	6,504円（入院期間中1回を限度）
退院・退所加算Ⅱロ	8,130円（入院期間中1回を限度）
退院・退所加算Ⅲ	9,756円（入院期間中1回を限度）

(4) 医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携に対する評価

通院時情報連携加算	542円
-----------	------

- (5) 緊急時等のサービス利用調整に対する評価  
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,168円(1月に2回を限度)
- (6) 在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)に対する評価  
ターミナルケアマネジメント加算 4,336円
- (7) 初回加算:初回の支援に対する評価(介護予防支援も同様)  
初回加算 3,252円
- (8) 介護予防支援に対する評価  
介護予防支援費 5,116円
- (9) 介護予防ケアマネジメントに対する評価  
介護予防ケアマネジメント費 4,791円  
初回加算 3,035円

2. 介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業所に支払われない場合があるが、その場合には、上記1に掲げる1ヵ月あたりの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行する。

### 3. 交通費

介護支援専門員が訪問の為の交通費の実費が必要となる場合。

- ①東大和市内・・・無料
- ②交通機関利用・・・実費
- ③駐車場料金・・・実費

### 4. 記録の複写

事業者が利用者に交付する記録の複写物に係わる料金 1枚10円